

別紙

諮詢第1054号

答 申

1 審査会の結論

本件不開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間に110番通報した際に作成された110番通報処理簿（〇〇警察署）」の開示を求める本件開示請求に対し、警視総監が令和5年9月25日付けで行った本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件不開示決定は適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和6年2月29日に審査会へ諮詢された。

審査会は、令和7年7月14日に実施機関から理由説明書を收受し、同年9月25日（第194回第三部会）及び同年10月29日（第195回第三部会）の2回、審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 110番処理簿について

110番処理簿は、110番通報を受理した警視庁通信指令本部の指令担当者が事案を

管轄する警察署に発した指令及び当該指令を受けた警察署において現場に臨場した警察官の処理結果を記録するために作成されるものである。また、110番通報及びその処理に関する「警視庁警察通信規程」(昭和49年9月5日付訓令甲第17号)において、通報を受理した関係所属長等は、直ちに必要な措置を執り、その処理結果を速やかに通信指令本部長に連絡するとともに、110番処理簿を作成しなければならない旨定めている。

同処理簿は、「入電日時」、「入電事案名」、「処理結果」、「処理事案名」、「通報場所」、「発生場所」、「通報者」、「通報局」、「通知電話番号」、「聴取電話番号」、「緊配種別」、【事件内容及び犯人人相等】【訴出人等】、【処理てん末状況】等の各欄から構成されている。

これらのうち、【処理てん末状況】欄には、事案の概要及び処理てん末のほか、関係者の氏名、住所等の人定情報を記載することとなっている。

#### イ 本件請求に係る保有個人情報について

本件開示請求は、審査請求人が行った110番通報について作成された110番処理簿(以下「本件請求個人情報」という。)の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報が記録された公文書は作成しておらず、存在しないとして本件不開示決定を行った。

#### ウ 本件不開示決定の妥当性について

審査請求人は、特定期間の間に自ら110番通報し、警察官2名に対応してもらったことは事実であり、通報履歴が存在するはずである旨主張する。

これに対し、実施機関は、110番処理簿における保有個人情報の特定については、事件や事故の発生を緊急で通知する110番通報という特殊性から、その特定の際に記載された保有個人情報が真に開示請求者自身のものであるのか、細心の注意を払って判断しており、110番処理簿に記載された氏名、住所、生年月日、電話番号等から総合的に判断している旨説明する。

そして、本件請求個人情報について、○○警察署において保管されている審査請求人が求める期間の110番処理簿を確認したところ、審査請求人を本人と特定できる110番処理簿は存在せず、さらに、110番通報の業務を行う通信指令システムにお

いて、審査請求人が求める期間の110番処理簿を確認したが、審査請求人が通報者であると特定するに足りる情報が記載された110番処理簿は存在しなかったと説明する。

これらを踏まえ審査会が検討するに、実施機関は、本件請求個人情報について、〇〇警察署が保有する110番処理簿及び通信指令システムの確認を行っており、その結果、本件開示請求に対し、審査請求人を本人と特定できる保有個人情報が存在しないとしたものであり、その説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、本件請求個人情報につき、不存在を理由として不開示とした決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ